

## 2024 年度方針

2024 年度も政治、経済、社会の情勢の変化に対応するべく、消費者運動が向き合う課題の幅はさらに拡大していくと考えます。特に社会の急速なデジタル化における課題については、その内容も高度化複雑化します。

こうした状況を踏まえ、基本的なスタンスとして、2024 年度も“**多様な団体との更なる連携の強化**”を重点とし、消費者関連法改正運動をはじめ、情報通信、電気・ガスなどのエネルギー、食品の安全・表示課題などについて、行政や大学、他分野の団体(市民団体)など、多様な団体との連携を強化し、学習活動を起点として、情報提供活動、政策提言、立法運動に取り組みます。また、これらの運動の中でより多くの国民に消費者運動への理解・賛同を増やせるよう、各団体からの協力を得ながら運動の見える化に取り組み、消費者団体のポジショニングの向上につとめます。

新型コロナウイルス等感染症対応から経験を積んできた、オンライン企画実施のノウハウをさらに向上させ、オンラインによる企画実施を中心としつつ、取り組み内容に応じて実参加の活動も組み立てます。

また、消費者団体の連絡会という組織の性質上、全国消団連会員団体の交流や連携を重要な課題と位置づけて取り組みを進めます。そのうえで消費者団体特に若年層の参加拡大を目指して、会員団体間での連携づくりや交流などの取り組みを検討します。

併せて全国消団連で実施した学習会に参加した会員団体が、自らの会員を対象に同テーマ学習会の開催や、隣県同士で団体間での共催を呼びかけるなど、様々な形での消費者団体の活動の拡大を目指します。

### 1. 消費者問題・消費者運動への社会的な理解促進と主体的な基盤整備

#### (1) 消費者運動への幅広い理解・参加の獲得

消費者運動総体として、歴史の継承・後進の育成が課題となってきています。インターネットの受け入れや、大学での講師対応などを通じて、若年層への理解を広げる取り組みを進めます。また、行政や大学など多様な団体との連携を強化し、消費者団体の更なる役割発揮に向けた、活動に取り組みます。あわせて、より多くの消費者に消費者運動への理解・賛同を増やすよう、他団体にも情報発信の協力を得ながら運動の見える化に取り組み、消費者団体のポジショニングの向上につとめます。

#### (2) 新たな情報発信に向けた研究

若年層をはじめ消費者運動への幅広い参加を獲得する上でも、ホームページや機関紙「消費者ネットワーク」のほか、情報発信の多様化が必要です。SNS (Facebook・X (Twitter)) のタイムリーな更新を継続するほか、コンスタントな発信を通じて、フォロワー数の増加を目指します。また、YouTube の投稿や連携する団体の動画の紹介などを通じた情報発信の強化に取り組みます。

#### (3) 「NPO法人消費者スマイル基金」への支援

前年に引き続き、兼任事務局の派遣なども含めて、消費者スマイル基金の運営面での支援を継続します。

### 2. 消費者が安全で安心できるくらしの確保

#### (1) 消費者基本計画への対応

● 2020 年度から 5 か年計画として策定された第 4 期消費者基本計画は消費者政策推進の要であり、毎年度の工程表見直しに向けてフォローアップと政策提言に取り組みます。

- 第5期消費者基本計画の策定に向けて論議を進めていきます。

#### (2) 地方消費者行政の充実・強化

- 地方消費者行政プロジェクトで自治体消費者行政調査に取り組み、現状把握に努めます。そのうえで求められる施策などについて提言をまとめ、シンポジウム等で社会に発信します。
- 消費生活相談のDX化については進捗を注視し、必要な意見を発出していきます。

#### (3) 特定商取引法改正など消費者関連法の強化

- 特商法の改正に向けて、「特商法の抜本的改正を求める全国連絡会」を中心とした全国的な改正運動を継続して、地方で活動する会員団体とともに地方議会請願活動を進め、繰り返しての国会議員要請行動など、さらに注力して取り組みます。
- 消費者契約法の抜本見直しを契機とした消費者関連法の見直しの論議状況を踏まえつつ、将来的な改正運動を検討していきます。
- 取引 DPF 消費者保護法に基づく官民協議会に参加し、法の施行状況などオンラインにおける取引の適正化に向けた取り組みを進めていきます。
- 若者の消費者被害防止のため、SNSなどを活用しながら広く情報発信をしていきます。
- 景品表示法およびステルスマーケティング対策の施行について、問題の発生などに応じて必要な取り組みを進めていきます。
- 改正公益通報者保護法の施行後の内部通報対応体制の整備状況などを踏まえながら、実効性を高めるための法改正を目指して、「公益通報者保護法の改正を求める全国連絡会」とともに取り組みを進めていきます。

#### (4) 社会のデジタル化に関する対応

- 社会のデジタル化が進む中、消費者をとりまくデジタル化に関する各課題（DPF や SNS における消費者トラブル、電気通信事業法関連対応、個人情報保護など）の学習や会議対応などに継続的に取り組みます。併せて、消費者にとってよりよいデジタル社会は何かを考えあえるよう、基本的な学習にも取り組みます。加えてデジタル問題について、知見を有する市民団体との接点を模索し、「学び」から始めての連携を作ります。

#### (5) 食品安全・表示に関する対応

- 食の安全に関しては、消費者に関心が高いと思われる項目について、基本的なところから理解を深めることができるよう学習を進めます。
- 食品表示に関しては、現在食品表示懇談会で論議されている「食品表示基準のコーデックスの整合性を踏まえた見直し」の検討状況に沿って対応していきます。また国際整合性や、アレルギー表示、栄養成分表示等について、消費者の理解が進むよう学習を行います。
- 25年ぶりの改正に向けて、2024年の通常国会で審議されている「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案」については、国会の状況などを踏まえつつ、学習会や意見提出など対応していきます。
- フードテック（細胞培養肉など）の分野について最新の情報を収集しながら、消費者への情報提供のあり方を検討します。
- 食品ロス削減「施策パッケージ」の消費者理解と推進状況に注目しながら、食品ロス削減推進法改正の動向に対応していきます。

#### (6) 環境・エネルギー問題に関する対応

- エネルギー問題に関しては、改訂期に当たる第7次エネルギー基本計画についての学習、政策提言に取り組みます。GX 実行会議の基本政策（原発政策などエネルギーにかかわる部分）、電力システム改革の検証や再生可能エネルギー主力電源化の課題などの論点につ

いて、動向を注視し政策提言を行います。

- LP ガス問題については、引き続き取引適正化、料金透明化の改善に向けた省令改正と、業界や行政の取り組みを注視するとともに、消費者への周知・啓発を強めます。
- 環境問題については、待ったなしの状況にある気候変動対策の理解と消費者が取るべき行動についての学習や啓発を進めます。COP29 に向けた日本の 2035 年目標設定についての動向を注視していきます。
- プラスチック問題については、プラスチックごみや容器・包装などの諸課題について、消費者の行動につながる啓発などの対応を継続します。

#### (7) その他課題

その他、情勢に応じた消費者における課題の対応を進めます。

### 3. 国内各団体や国際的な消費者運動との連携強化

#### (1) 会員団体との連携強化

消費者団体の有する資源は限られており、個々の団体で全ての分野に精通することは困難です。消費者団体総体として社会的影響力を発揮できるよう、全国消団連は引き続き、会員団体が一致できる主張の社会的「拡声器」としての役割を果たしていきます。

2024 年度は 2023 年度に実施できなかった地方会員団体との交流会を開催し、地方会員団体間の連携を促進します。新型コロナウイルス感染症対応でオンラインでの企画開催が中心となりました。遠方の団体や専門家などとの交流などに取り組みやすくなった半面、コロナ前はリアルに集まって出来た気兼ねのない交流などが出来なくなったという指摘もいただいています。気兼ねない連携につなげられるよう、企画の内容や趣旨に適合した方法での実施も検討します。

全国消団連が取り組む課題や地方消費者行政などの地域課題について、「速報」などを活用して地方の会員団体も一緒に運動展開できるように進めます。併せて、オンライン企画の普及を活用して、地方会員団体間での学習企画の相乗りや開催の共同なども推奨していきます。

#### (2) 国際的な消費者運動との連携強化

引き続き、CI から発信される情報に学ぶ、取り組み要請に応えるなどして国際的な消費者運動との連携強化を図ります。

また、コロナ禍における国際的に共通する消費者課題や、社会のデジタル化に伴って増加する国を超えた消費者問題などに対応するため、引き続き国際活動専門委員会の活動を盛り上げ、委員の協力を得ながら、CI との関係強化に取り組みます。

#### (3) 諸団体との連携強化

日本弁護士連合会と連携した特定商取引法の改正運動をはじめ、環境に関する問題や、デジタルと消費者の権利などの問題などで活動している様々な団体と情報交換を行うなど連携強化を図るとともに、こうした方々に消費者運動・消費者団体の存在を知っていただくべくアピール強化を進めます。

#### (4) 専門委員会活動（製品安全専門委員会と PL オンブズ会議、国際活動専門委員会）

製品安全専門委員会は PL オンブズ会議と連携して、デジタル社会における製造物責任や製品によるこどもの事故削減など、様々な有識者の協力を得ながら学習・分析を続け、PL 法の改正に向けた取り組みを進めていきます。また、国際活動専門委員会の活動を継続し、国際的な情報の収集や国内への情報発信と、CI を始めとする海外消費者団体との関係強化に取り組みます。